

# ゆたか



ゆたかの秋 豊山を望む

No.145

2013.11.5



公益社団法人  
大分法人会

CONTENTS

- 01 平成25年度納税表彰受表彰者
- 02 県内金融経済概況
- 04 国税だより
- 09 県税だより
- 12 法人会の活動
- 18 県連だより
- 21 新会員ご紹介



# 平成26年度税制改正に関するスローガン

## (総論)

- まさに今、  
国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
- 持続可能な社会保障制度を確立し、  
国民の将来不安の払拭を！
- 中小企業の重要性を認識し、  
経済活性化に資する税制措置の拡充を！

## (所得税)

- 所得税は広く薄く負担を求め、  
努力した人が報われる税制の構築を！

## (法人税)

- 法人実効税率は、  
欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを！

## (事業承継税制)

- 本格的な事業承継税制を確立し、  
地域経済を支える中小企業に配慮を！

## (消費税)

- 消費税引き上げに際しては、  
景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！

## (地方税関係)

- 国と地方の役割分担を見直し、  
地方の自立・自助の推進を！

## (震災復興)

- 被災地の復興を図るため、  
税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

## 平成25年度納税表彰受彰者

### 大分税務署長表彰



杉原正晴氏

大分交通㈱

(一社) 大分県法人会連合会理事

(公社) 大分法人会副会長

### 大分税務署長表彰



生野政美氏

㈱ジェイジェイ

(公社) 大分法人会前理事

### 大分税務署長表彰

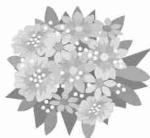


三ヶ尻隆志氏

㈱MD

(公社) 大分法人会理事

受彰者の方々は、多年にわたり常に率先して申告納税制度の普及発展に努め、納税思想の向上に顕著な功績を挙げられたことから、この度の表彰を受けられました。



# 県内金融経済概況

(2013年度/夏<13/5月~13/7月調査>)

## 日本銀行大分支店

景気動向の総括表

| 項目     | 基調判断                                     |  |                                  |
|--------|--|--|----------------------------------|
|        | 前回 (2013年度/春)                            | 今回 (2013年度/夏)                          |                                  |
| 全体感    | 一部に需要増加の動きがみられるものの、全体としては横ばい圏内の動きが続いている。 | 一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに持ち直しの動きが広がりがつつある。   |                                  |
| 項目毎の動向 | 個人消費                                     | 天候要因等により、やや弱めの動きとなっている。                | 猛暑の影響もあって持ち直しに向けた動きがみられている。      |
|        | 住宅投資                                     | 消費税率の引き上げを見越した着工等を主因に増加している。           | 消費税率の引き上げ等を見越した動きから増加している。       |
|        | 公共投資                                     | 九州北部豪雨の復旧工事の本格化に伴い、増加している。             | 東九州自動車道関連等の大型工事の発注から増加している。      |
|        | 設備投資                                     | 一部に持ち直しの動きがみられるものの、なお低水準で推移している。       | 一部に持ち直しの動きがみられるものの、なお低水準で推移している。 |
|        | 輸出                                       | 一部に持ち直しの動きがみられるものの、基調としては横ばいの動きとなっている。 | 為替円安の効果等から持ち直しつつある。              |
|        | 生産                                       | 一進一退の状況が続いている。                         | 情報通信機械や一般機械の低下を主因に弱めの動きとなっている。   |
|        | 雇用・所得                                    | 厳しい情勢が続く中、横ばいの動きとなっている。                | 厳しい情勢が続いているものの、労働需給面は緩やかに改善している。 |

## 1. 総論

- 大分県内の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに持ち直しの動きが広がつつある。

最終需要面をみると、住宅投資は、消費税率の引き上げ等を見越した動きから増加しているほか、公共投資も、東九州自動車道関連等の大型工事の発注から増加している。また、個人消費は、猛暑の影響もあって持ち直しに向けた動きがみられている。この間、県内観光・宿泊施設については、前年の九州北部豪雨からの反動のほか、好天が続いたこともあって、国内・海外からの観光来客が回復している。また、足もとでも北部九州総体の開催を受けて好調に推移している。設備投資は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、なお低水準で推移している。

生産は、情報通信機械や一般機械の低下を主因に弱めの動きとなっている。この間、輸出は為替円安の効果等から持ち直しつつある。

雇用・所得面では、厳しい情勢が続いているものの、労働需給面は緩やかに改善している。

金融面では、預金・貸出金ともに前年を上回って推移している。この間、銀行の貸出約定平均金利はなお低下傾向にある。

- 大分県内の景気の先行きは、東九州自動車道関連工事や政府による経済対策等を受けて、当面は、公共投資が増加を続けるほか、住宅着工も消費税増税前の駆け込み需要等を受けて、増加傾向が続くと見込まれる。こうした中、海外経済が緩やかながらも次第に成長率を高めていくもとで、海外需要の回復や為替円安等を背景に、生産・輸出が改善に向かうことにより、大分県内の景気も、明確に持ち直していくことが期待される。もっとも、海外経済の動向に関してはなお不確実性が高いほか、内需においても、個人消費について、現状は天候要因が支えている面もあるほか、雇用・所得環境が期待通り改善せず抑制要因となる懸念もあり、こうしたリスクについて引き続き注視していく。

## 2. 物価

6月の大分市の消費者物価指数（除く生鮮食品）は、光熱費の上昇等を主因に、8ヵ月ぶりに前年比プラスに転化した。

## 3. 金融

- (1) 預 金・・・前年を上回って推移している。
- (2) 貸 出・・・前年を上回って推移している。
- (3) 貸出し約定

平均金利・・・なお低下傾向にある。

- (4) 企業倒産・・・4-6月の企業倒産（負債総額1千万円以上）をみると、倒産件数（前年比▲13.6%）負債総額（同▲31.7%）ともに前年を下回った。  
（日本銀行HPより抜粋）

ダイレクト納付をご利用ください！

自宅から  
オフィスから  
税理士事務所から

# 簡単・便利な ダイレクト納付

## 簡単

インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！  
インターネットバンキングの契約が不要！  
金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要ですので、特に源泉所得税を納めている方におすすめです。

イータ君

自宅で！オフィスで！税理士事務所で！

どこでも申告・納税

**e-Tax**

国税電子申告・納税システム

## 便利

即時又は納付日を指定して納付することが可能！  
税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

# ダイレクト納付とは…



事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

## ダイレクト納付を利用するには…

### 1 ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。

### 2 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

### 3 「ダイレクト納付利用届出書」を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」を画面で税務署に提出してください。

※国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で作成できます。署名、押印の上、画面で提出してください。  
※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を画面で提出してから、1か月程度かかります。



## ダイレクト納付の利用方法は…

### 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する

### 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

### 3 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定して納付される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

※「納付日を指定して納付」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐ納付される方」を選択

「納付日を指定して納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から振替が行われ、届出をした預貯金口座から指定した期日に即時に納付が完了します。

振替が行われ、納付が完了します。

### 4 納付状況を確認する

納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。



※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録を推奨します。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

# ダイレクト納付Q&A



あなたの疑問にお答えします

|   |
|---|
| <p><b>Q1</b> ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どのくらいの期間で利用可能になるの？</p>   |
| <p><b>A</b> ダイレクト納付利用届出書を提出してから、ダイレクト納付が利用可能となるまでには1か月程度かかります。この間に納付すべき国税がある場合は、納付書を利用して、金融機関や税務署の窓口で納付するか、インターネットバンキング等のその他の電子納税を利用してください。</p>                               |
| <p><b>Q2</b> ダイレクト納付を利用する場合、手数料を別途支払う必要はあるの？</p>  |
| <p><b>A</b> ダイレクト納付は、窓口での納付と同様、納付のための手数料は必要ありません。</p>   |
| <p><b>Q3</b> 全ての国税がダイレクト納付できるの？</p>   |
| <p><b>A</b> e-Taxに納付情報データを登録(納付情報登録依頼)すれば、全税目で利用できるほか、延滞税や加算税も納付できます。納付情報データの登録方法については、e-Taxホームページ(<a href="http://www.e-tax.nta.go.jp">www.e-tax.nta.go.jp</a>)でご確認ください。</p> |
| <p><b>Q4</b> 期日指定納付によりダイレクト納付をした場合、預貯金口座からの国税の引き落としはいつ行われるの？</p>  |
| <p><b>A</b> 期日指定納付では、指定された期日の朝に引き落としが行われます。このため、納税資金は前日まで事前に届出をした預貯金口座に準備していただく必要があります。</p>   |
| <p><b>Q5</b> 納付が完了したかどうかの確認はどうするの？</p>  |
| <p><b>A</b> メッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されます。なお、残高不足等の理由によりダイレクト納付が完了しなかった場合も、「ダイレクト納付エラー通知」が格納されますので、必ずメッセージボックスから納付状況の確認をお願いします。</p>  |
| <p><b>Q6</b> ダイレクト納付を利用した場合に、領収証書は発行されるの？</p>   |
| <p><b>A</b> ダイレクト納付を行った場合には、その他の電子納税を行った場合と同様、領収証書は発行されません。「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。</p>  |
| <p><b>Q7</b> 税理士が代理でダイレクト納付の手続を行った場合、税理士には納付完了の通知が送られるの？</p>  |
| <p><b>A</b> 税理士がダイレクト納付の手続を行った場合には、「ダイレクト納付完了通知」が税理士、納税者の双方のメッセージボックスに格納されます。また、ダイレクト納付が完了しなかった場合にも、双方のメッセージボックスにダイレクト納付が完了しなかった旨の「ダイレクト納付エラー通知」が格納されます。</p>                  |
| <p><b>Q8</b> ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、納付書を利用して、金融機関や税務署の窓口で納付ができなくなるの？</p>   |
| <p><b>A</b> ダイレクト納付利用届出書を提出した場合も、納付書を利用して、引き続き納付することができます。<br/>※ダイレクト納付利用届出書を提出いただいた場合、申告書等に納付書は同封されません。</p>  |



## その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関(インターネットバンキング等の利用の可否)については、Webサイト「ペイジー(www.pay-easy.jp)」の「どこで使えるの?」をご確認ください。



### 1

#### インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。



### 2

#### モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯電話から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。



### 3

#### ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

(注) ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、地玉りそな銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本ファミリー銀行、ゆうちょ銀行です。(平成24年2月末現在)

なお、これらの電子納税を利用する場合は、事前に「電子申告・納税等開始届出書」(e-Taxの開始届出書)を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。

また、これらの電子納税には「登録方式」と「入力方式」の2つの方式があります。

#### ▶登録方式

e-Taxに納付情報データを登録(納付情報登録依頼)することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して、電子納税を行う方式です。

#### ▶入力方式

e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として、送付された納付書に記載のある番号又はご自分で作成する納付目的コードを使用して電子納税を行う方式です。

詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

電子納税の利用可能時間\*下記のエ-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間\*月曜日～金曜日、午前8時30分～午後9時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)です。

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、前期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ  
www.e-tax.nta.go.jp



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてはe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax作成コーナーヘルプデスク」TEL.0570-011-5901でもご案内しています。ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)です。



## 平成25年 年末調整説明会日程表

| 対 象 者   | 指 定 日 時                                 | 会 場                                 |
|---|---|-------------------------------------|
| 由布市の方   | 11月12日(火)<br>10:30～12:15<br>14:00～15:45 | はさま未来館<br>2階大研修室<br>由布市挾間町104番地 1   |
| 大分市の方<br>(市内中心部、西大分、弁天、<br>今津留、高松方面の方)                          | 11月18日(月)                               | ホルトホール大分<br>1階大ホール<br>大分市金池南1丁目5番1号 |
| 〃<br>(南大分、穂田、野津原、古<br>国府、宮崎、戸次、下郡、高<br>城、鶴崎、大在、坂ノ市、佐<br>賀関方面の方) | 11月19日(火)<br>10:30～12:15<br>14:00～15:45 |                                     |

\*説明会は午前及び午後とも、1回ずつ行います。

\*説明会会場には説明会用の駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用くださるようお願いします。

## 11月11日から17日までは「税を考える週間」です

「税を考える週間」は、国民生活に深いかわりを持っている税について、その意義（必要性）及び役割（用途）を分かりやすく説明することにより、国民の皆様は税に対する理解をより深めていただくために設けています。

今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組や今後の課題について、様々な機会を通じて紹介することとしています。

なお、国税庁の取組等について分かりやすく紹介しているページを国税庁ホームページ内（「税の役割と税務署の仕事」バナーからリンク）に、年間を通じて開設していますので、是非ご覧ください。（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）



国税に関するお問い合わせは、最寄りの税務署にお尋ねください。  
大分税務署（電話 097-532-4171(代表)）※自動音声案内「2」

## 県税だより

大分県及び県内全市町村からのお知らせです。

### 事業主の皆様へ 個人住民税の特別徴収適正実施について

個人住民税の特別徴収は、法令に定められた事業主の義務です。

#### 給与からの特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収し納入していただく制度です。

※地方税法第321条の4及び各市町村の条例により定められています。

まだ特別徴収を実施されていない事業主の皆様は、特別徴収への切り替えに必要な手続きを、従業員の住所地の市町村税務担当課までに行っていただきますようお願いいたします。

※Q&A (Q5) をご覧ください。

大分県と県内全市町村は、平成26年度までに、個人住民税の特別徴収対象事業者の指定を適正に実施します。

#### 特別徴収は従業員に以下のようなメリットがあります

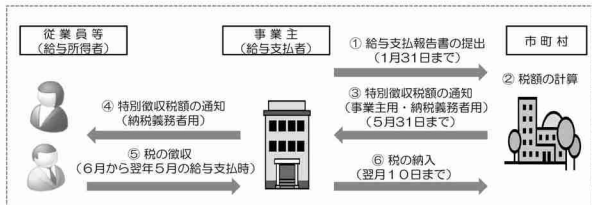
- ① 従業員が自ら金融機関に出向き納税をする手間が省けます。
- ② 給与から引かれるので、納め忘れがありません。
- ③ 毎月の給与から年12回に分けて引かれるので、1回当たりの負担が少なくなります。  
(特別徴収でない場合は、原則として1年分を4回で納めていただきます)

#### 特別徴収は事業主の方に税額を計算していただく必要はありません

個人住民税は、前年中の所得に対して課税されるため、所得税のように事業主が税額を計算する必要はありません。

詳しくは、各市町村の税務担当課までお問い合わせください。

## 個人住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



## 個人住民税の特別徴収 Q & A

**Q1** いままで特別徴収していなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収にしないといけないのですか？

**A1** 個人住民税の特別徴収は、従来から地方税法等で規定されていますが、所得税の源泉徴収事務に比べてよく知られていないためか、完全には実施されていない実態があります。従業員等の納税の利便性を向上させる制度として、市町村や県ではこれまでも周知を図ってきたところです。制度に対するご理解とご協力をお願いします。

**Q2** 小さな会社で専任の事務員もいません。面倒な事務が増えるだけでは？

**A2** 個人住民税の特別徴収は、市町村から通知された各従業員ごとの税額を毎月の給与から徴収する仕組みです。所得税のような税額計算は不要です。

また、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。

**Q3** 特別徴収の対象となる給与所得者はどのような人ですか？

**A3** 前年中に給与所得があり、かつ、4月1日現在で給与を支払うべき従業員などです（パート、アルバイトを含みます）。

**Q4** 従業員が年の途中で退職した場合はどうするのですか？

**A4** 市町村から送付される関係書類の中の「異動届出書」にご記入のうえ、従業員のお住まいの市町村へ提出してください。残額の徴収方法については、退職の時期により取扱いが異なりますので、各市町村の税務担当課へお尋ねください。

**Q5** 特別徴収にするためにはどうすればよいのですか？

**A5** 毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書（総括表）」の特別徴収の欄に該当人数をご記入のうえ、各市町村に提出してください（※）。

5月中に各市町村から特別徴収税額を通知します。

※市町村によって、様式が若干異なりますので、ご不明な点は、各市町村の税務担当課にお尋ねください。

### 地方税徴収強化対策連絡会議

- 大分県内全市町村 税務担当課
- 大分県 市町村振興課税政班  
税務課企画管理班

# 一掃! 不正軽油

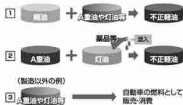
## 不正軽油とは?

- 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- 不正軽油の流通は、公正な市場競争を阻害します。

### 燃料油の種類



### 不正軽油(製造)の主なパターン



## 不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

なお、平成23年6月30日に公布された改正法<sup>※</sup>により平成23年8月31日から罰則が大幅に強化されました。

※「罰下の罰金・懲役又は罰金併科(30%)」で軽油の製造・販売の不正  
地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第33号)

### 軽油引取税を脱税すると…



軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科せられます。(地方税法第144条の41)

### 不正軽油を製造すると…



知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科せられます。(地方税法第144条の33)

### 不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると…



不正軽油の製造に使われることを知って原材料(重油等)・部品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、7年以下の懲役、700万円以下の罰金が科せられます。さらに法人には2億円以下の罰金が科せられます。(地方税法第144条の33)

### 不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると…



不正軽油を知って運搬・保管、購入・販売すると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科せられます。さらに法人には1億円以下の罰金が科せられます。(地方税法第144条の33)

### 検査を拒否すると…



帳簿書類等の調査や採油、質問等を拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科せられます。(地方税法第144条の12)

## 不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります!

(地方税法第144条の4)

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせ下さい。

不正業者や施設などの情報もぜひお寄せください!

## 法人会の活動

### 税の啓発活動

#### 第30回法人会全国大会

10月3日 全法連（会長 池田弘一）が主催する全国大会が青森市の「リンクステーションホール青森」で開催された。全国から約1900名の会員が参加し、第1部「これからの時代の経営とリーダーシップ」の演題で、（株）東レ経営研究所特別顧問 佐々木常夫氏の記念講演が、第2部は国税庁長官稲垣光隆氏他多数の来賓を迎え式典が行われた。



▲ 法人会全国大会会場

#### 大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度移行後も租税教育など税の啓発活動を中心に、さらに積極的に公益的な活動を展開し、広く社会に貢献することをここに誓うものである。

一方、わが国の経済は、長期にわたる低迷を経て、ようやく明るい兆しが見えてきた。しかし、これを本格的な自律回復に繋げ、デフレからの脱却と経済再生を実現するため

には、いわゆる「3本の矢」からなる経済政策を一体的に推進することが求められている。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指す「社会保障と税の一体改革」は、その緒に就いたばかりである。

今後、聖域なき歳出削減の徹底と併せ、あらゆる改革において抜本的な見直しを行うことが必要である。

こうした諸課題に向け、われわれ法人会は「平成26年度税制改正に関する提言」を取りまとめた。

強い日本経済を再構築し、震災からの復興を加速させるに当たっては、わが国経済の原動力であるとともに、地域雇用の担い手である中小企業の活性化が不可欠であり、法人会はそのための税制の確立を強く求めるところである。

創設以来、納税者意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ青森の地で全国の会員企業の総意として、以上を宣言する。

平成25年10月3日  
全国法人会連合会全国大会

## 新設法人説明会

8月9日 大分税務署前田賢二上席調査官・岩本香織上席調査官を講師に招き、大分県労働福祉会館「ソレイユ」で新規に設立した法人を対象に説明会を実施した。

全国法人会総連合が作成した「新設法人のための会社の税金ガイドブック」等を基に法人税の経理処理、消費税、源泉所得税の計算方法及びe-Tax（イータックス）活用について研修を行った。



▲ 新設法人説明会会場

## 地域社会貢献活動

### 公開講演会

10月19日 法人会親会（会長矢野利幸）は、櫻井よしこ氏を招き、ホルトホール大分で「日本の進路と誇りある国づくり」をテーマに講演を行った。

講演では約400名の参加者を前に、「日本周辺において進む国際情勢についての変化を見れば、これらの問題を同時進行で、しかも、迅速に解決しなければ、日本の国益は損なわれる。」「日本人は素暗らしい、自信をもって、日本の信の自立のため、軍事力・憲法等のあるべき姿を皆さんと一緒に考えていきましょう。」と訴えていた。



▲ 講師 櫻井よしこ氏



▲ 講演参加者

## 内科・人工透析内科

循環器内科・消化器内科・呼吸器内科  
アレルギー科・心療内科



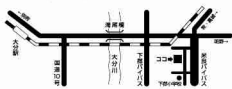
日本内科学会認定 総合内科専門医  
日本循環器学会認定 循環器科専門医  
日本消化器内視鏡学会 専門医

更生医療(腎臓)指定

医療法人 明悠会

## 松本内科循環器科 クリニック

院長 松本 悠輝



### 診療時間

- ◆月・火・木 8:00～12:00 15:00～17:00
- ◆金 8:00～10:30 15:00～17:00
- ◆水・土 8:00～12:00
- ◆毎月、第3火曜日と翌日の水曜日は休診です

〒870-0952 大分市下郡北3丁目21番25号  
TEL 097-554-3200 FAX 097-554-3201  
<http://www.matsumoto-naika.com/>



## 地域イベントに参加

10月13日 法人会東ブロック（小野秀幸ブロック長）は、社会貢献活動として「おおざいフッショイ」に参加した。

借り受けたブースで、「税の〇×クイズ」を実施し、法人会のグッズを進呈した。また、ステージ前広場でも児童約100名程度を対象に「税の〇×クイズ」を実施し、優秀者には賞品を贈呈した。



◀ スタッフ

税金の〇×クイズに参加した児童 ▶



◀ 法人会のブース

## 〈第7回婚活イベント 婚活バスツアー〉

法人会青年部会（部会長 古本太）は、地域の社会貢献活動の一環として、一昨年より婚活事業を行っています。

そこで、9月21日（土）に今までの参加者からの要望もたくさんあった、一日バスツアーを企画し、男女15対15の参加者を募り開催した。

司会進行はフリーアナウンサーの泉久枝さんと青年部会の若林委員長が行い、前回同様に和やかにスタートした。

バスの中では自己紹介、ビンゴゲームを行い盛り上がったところで、「久住コテージ」に到着。1：1のプロフィールトークを行い、その後、グループ毎にバーベキューをした。話も弾んだところで、フリートークの時間を設け、なるべくたくさんの方とお話できるようにと考え、席替えを何度も行った。

参加者みんな仲良くなったところで、バスにて「くじゅう花公園」に移動し、とても天気が良いなかで、散策しお話もたくさんできたようでした。

参加者、男女15対14の中から、カップル4組が誕生した。

次回、第8回は11月16日（土）に開催、第9回は2月頃を予定しています。詳細につきましては、大分法人会ホームページに随時、掲載していますのでご覧ください。

URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>



▲ 出発前、緊張した様子の参加者

## 青年部会会員募集

- 【入会資格】 50歳までの経営者及び経営幹部の方で男女不問
- 【年会費】 6,000円
- 【活動内容】 各種研修会、交流会の開催、視察、親会事業への参加。
- 【問い合わせ】 事務局：川野真理子まで（電話 532-8917）

## 公開講演会

9月9日 女性部会（部会長柴田文子）は、トキハ会館で、弁護士で日本テレビ「行列のできる法律相談所」に出演していた、住田裕子氏を招き「一人ひとりが輝こう……。私の個性もあなたの個性も」をテーマに講演を行った。

「人との関係をきちんと持てるよう共感性が大切である。」「これからの人口減少社会では、地域社会の安全や青少年の健やかな成長に、女性と高齢者の社会参加が必要である。」と訴えていた。

今回の講演会は女性部会として初めて主催した。女性部会会員の積極的な広報により、約400名の参加者があった。



▲ 講師 住田 裕子 氏



▲ 講演参加者

医療法人なつめ会

# みぞぐち産婦人科

診療科目／産科・婦人科・母性内科

大分市下郡北3丁目24番21号 TEL. 097(569)7770

## 県連だより

### 第21回法人会大分県青年の集い（日田玖珠大会）

10月18日（金）、県連青連協（会長柿本光之）は、日田市「マリエールオークパイン」で「第21回法人会大分県青年の集い（日田玖珠大会）」を開催した。

集いには、栗原正明熊本国税局課税部長次、原田啓介日田市長ほか、税務官庁及び友誼団体並びに親会・女性部会から多くの方々にご出席いただき、県下9部会から166名が参加した。

柿本光之県連青連協会長の挨拶、来賓の挨拶の後、参加部会の租税教育活動報告があった。

引き続き、（株）ワイス・ワイス代表取締役社長の佐藤岳利氏による「地域資源を使った産業・ビジネスの未来と可能性」と題する講演があった。

懇親会の開演前に、柿本光之会長から佐藤哲郎前会長へ感謝状が渡された。

来年度は、白杵津久見法人会が担当で開催される。



▲ 柿本 光之 大分県法人会連合会  
青年部会連絡協議会長挨拶

こころにとどく   
**花キューピット**

内閣総理大臣賞受賞の店  
一級フラワー装飾技能士の店

**野田麗花園**

E-mail : florist@nodareikaen.jp

世界165ヶ国にお花が贈れる花店  
インターネットホームページアドレス  
<http://www.nodareikaen.jp>

SINCE 1927  
花の“美観”づくり  **NO DAREIKAEN**  
FLOWER & GREEN PLANT

本店：大分市長浜町1丁目3-10 ☎097-532-0700  
支店：トキハ会館フラワーショップ ☎097-538-3077

## 第2回女性のためのフォーラム

10月11日（金）、県連女連協（会長柴田文子）は、大分市「レンブラントホテル大分」で「第2回女性のためのフォーラム」を開催し、県下から146名（一般18名）が参加した。

柴田文子県連女連協会長の挨拶で始まり、南蔵院住職の林覚乗氏による「心ゆたかに生きる」と題して講演があり、内容は、笑いあり、涙あり、考えさせるところありで大変勉強になる講演だった。

昼食会の開演前に、柴田文子会長から安部フジ子前会長へ感謝の花束を贈呈した。

アトラクションとして「ブラザース」の演奏があり、ユーモアある会話と懐かしいフォークソングを聞きながら和やか昼食会となった。

▶ 柴田文子 大分県法人会連合会  
女性部会連絡協議会会長挨拶



◀ フォーラムへの参加者

▶ 講師 南蔵院住職 林覚乗氏





会員の皆様へ  
法人会への届出事項に変更のあった際は  
FAXまたは郵送にてお知らせください。

公益社団法人分法人会届出事項変更届

平成 年 月 日

〒870-0023 大分市長浜町3丁目15番19号（大分商工会議所ビル内）

公益社団法人分法人会 行（FAX 097-537-3476）

法人名

代表者名

㊞

次の通り届出事項に変更があったのでお届けします。

| 届出事項   | 変更前 | 変更後 |
|--------|-----|-----|
| フリガナ   |     |     |
| 法人名    |     |     |
| フリガナ   |     |     |
| 代表者名   |     |     |
| 所在地    | 〒 - | 〒 - |
| 電話番号   |     |     |
| FAX番号  |     |     |
| 資本金の変更 |     |     |

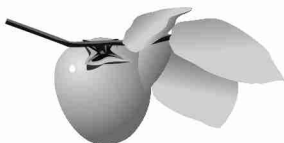
※このページをコピーしてお使いください。

## 新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

| 法人名        | 代表者氏名 | 所在地                | 業種         |
|------------|-------|--------------------|------------|
| (株) たかはし園  | 高橋 貞二 | 大分市大字鶴崎字寺畑2153番地の4 | お茶卸販売業     |
| (有) 亀 正    | 佐野 正嗣 | 大分市中央町2-7-19       | 飲食業        |
| (有) 浜田屋    | 濱田 正文 | 大分市岩田町3-14-2       | 質屋・古物商     |
| 鶴友産業(株)    | 森 正徳  | 大分市花津留2-22-4       | 設備工事       |
| (株) 高橋工業   | 高橋 秀則 | 大分市三川新町1-1-15      | 建築板金業      |
| (株) O S Y  | 大平 修平 | 大分市坂ノ市中央1-9-43     | 電気供給業      |
| (株) アンビシャス | 志賀 達男 | 大分市庄境2番10号         | 人材派遣・医薬品販売 |
| (有) トキ物産   | 河野 忠弘 | 大分市森674番地の3        | 野菜・物産卸・小売  |

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成25年7月16日から平成25年10月15日受付まで)



### 広報誌「ゆたか」

発行：公益社団法人 大分法人会  
 大分市長浜町3丁目15番19号  
 大分商工会議所ビル2階  
 TEL. 097-532-8917  
 FAX. 097-537-3476  
 E-mail ho-oita@orion.ocn.ne.jp  
 URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>

## ～税理士はこんな仕事をしています～

- 1 あなたの税務代理をします。  
税金の申告、申請、請求、不服申立
- 2 あなたの税務書類を作成します。  
申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
- 3 あなたの税務相談に応じます。  
申告や主張、陳情、または申告書の作成に関する相談
- 4 会計業務を行います。  
財務書類の作成（決算書など）  
会計帳簿の記帳代行（元帳、試算表などの作成）  
財務に関する事務（立案、相談、公的機関や金融機関に  
届ける会計書類など）
- 5 税務調査の立ち会いをします。（税務代理）
- 6 その他  
・経営分析、経営指導 ・財産の管理 ・議事録などの整理  
・融資申告の手続 ・税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務

納税者の信頼にこたえる  
企業経営者のニーズにこたえる  
社会の要請にこたえる



企業と暮らしのホームドクター  
あるよ  
税理士 皆尾たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

### （事務局） 南九州税理士会大分支部

大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル7F

電話 5 3 2 - 2 9 7 4

Affac

＼新登場／

# 生きるための がん保険 Days

最新のがん治療に合わせて進化した  
アフラックの新しい「がん保険」

※詳しくはパンフレット（契約概要）をご覧ください

0120-37-8321

**大分ファミリー株式会社**

020 0120-37-8321

資料請求・お申込は、必ず!!  
お客様サービスセンターへ

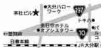
大分ファミリー 検索

0120-37-8321

Affac アフラック

〒870-0034 大分市都町1-2-19 大分都町第一生命ビル7階  
コールセンター ☎0120-355-956

あなたのまちの  
アフラックサービスショップ  
大分ファミリーの各店へ



<本社・本店>  
大分市東町1-28  
☎097-537-8321



<ガレリア店>  
大分市中央町1丁目4-19  
☎097-537-7800



<あけのアクロス店>  
大分市都町1-1-1  
☎097-573-1117



大分ファミリーは  
プライバシー保護に  
取り組んでいます。

お客様個人にたいしては  
お電話・お申し込み・お申込  
書・お見積書・お見積書  
アフラックのホームページ  
から個人情報を取得する  
場合があります。また、この  
パンフレットの作成に必要と  
認められた範囲で個人情報を  
アフラックグループ内で共有  
する場合があります。個人  
情報はお客様の同意なく  
第三者に提供いたしません。



中小企業のみなさまへ

# 「事業の再生 応援します!」



## 再生支援の流れ

**第一次  
対応**  
(再生支援窓口)

専任の窓口専門家が常駐しています。  
資料拝見の上、経営全般について  
ヒヤリングを行います。

ご相談は  
できるだけお早めに!  
ご相談は無料です。  
秘密は厳守!

**事前  
予約制  
です。**



### 抱える課題の抽出

#### 各種アドバイス

- 経営の改革・改善全般の助言
- 事業再構築
- 金融調整
- 不採算事業等の早期処理

#### 紹介

(連携支援機関)

- 商工会議所・商工会等
- 中小企業基盤整備機構
- 政府系金融機関

**第二次  
対応**  
(個別支援チーム)

#### 再生計画策定支援

弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、  
金融機関等で構成される個別支援チームにより  
再生計画策定を支援します。

#### フォローアップ

計画策定後のフォローアップ



※支援内容によっては負担が発生する場合があります。

●お問い合わせ先

**大分県中小企業再生支援協議会**

開設時間/月～金8:30～17:00(祝・祭日を除く)

〒870-0023 大分市長浜町3丁目15-9 大分商工会議所ビル3F

TEL 097-540-6415

〒870-0026 大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館ビル5F  
(大分県商工会連合会内)

TEL 097-534-9507



企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

## 法人会の自動車保険



# 2013年 法人会のビジネスガードシリーズに 自動車保険登場!

AIU損害保険株式会社は、  
法人会の福利厚生制度受託会社として、  
企業経営者の皆さまにリスクソリューションを  
提案して参ります。

- 政府労災の上乗せ補償  
アットワーク ハイパー任意労災
- 労務における賠償リスクから企業を守る  
ハイパーフロ  
(アットワークハイパー任意労災事業主相談費用等補償特約)
- 病氣入院の上乗せ補償  
ハイパーメディカル  
(アットワーク ハイパー任意労災メディカル特約)
- ご希望に合わせて設計できる火災保険(財物の補償)  
フロ(ファイガード+地震対策プラン)
- 企業の賠償リスクを包括的に補償  
企業賠償保険STAR<sup>®</sup>(双発ス)
- 個人情報情報が漏洩した場合の賠償リスクを補償  
個人情報漏洩対策プラン
- 製品リコールに備えた保険  
生産物品質保険 (CPI-Lite 2.0)
- 事業経営リスクを1つの保険で補償  
ニュービジネスパック

●お問合せ先

**AIU損害保険株式会社 大分支部**

大分市都町1-3-22 平870-0034  
大分都町ビル2階 Tel 097-532-6102 Fax 097-532-8624  
Tel 097-532-6102 Fax 097-532-8624

ビジネスガード専用ダイヤル:

**Tel. 0120-321-564** 通話料無料

(受付時間:午前9時から午後5時まで/土・日・夜・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「地震対策プラン」につきましては、一部お引当てできない場合がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

# Affac

## 法人会

# 「がん電話相談」が、 あなたの悩みにお答えします。

法人会会員企業の皆様に  
うれしいお知らせ

金曜日を除く  
平日の毎日、  
ご相談を承ります!!

**毎週月～木曜日**  
午前11時～午後3時  
(祝祭日を除く)



法人会「がん電話相談」は、法人会会員企業にお勤めの方であれば、フリーダイヤルで〈がん〉に関する悩みや不安、疑問に直接電話で相談できるサービスです。がんに関する治療方法や精神的なご相談に専任カウンセラーがお応えします。また、一部のご相談については、癌研有明病院の専門医が回答します。

※専門医による相談は、毎週月曜日に産経新聞で告知されるテーマについてのみ。先着順となります。

※特定の病院や医師、特殊な治療法や薬品等についてはお答えできません。

※電話はつながりにくいことがあります。

法人会専用

フリーダイヤル

0120  
Free Dial

は や く 診 よ う な  
**0120-889-347**

毎週月～木曜日 11:00～15:00

■引受保険会社

Affac

アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

大分支社

〒870-0034 大分市駅前1-2-19 大分都町第一生命ビル  
当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き  
コールセンター ☎0120-5555-95

個人形の経営者大型総合保険制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

# Jタイプ

無配当重大疾病保障保険

経営者が重大疾病にかかった時のそなえを確保

**Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!**

**ポイント 1**

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を支払**います。  
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

**ポイント 2**

万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払**います。  
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

**ポイント 3**

約款所定の**高度障害状態**または不慮の事故による**身体障害状態**になられた場合、以後の**保険料払込は不要**となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この資料の記載内容は、平成25年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

**DAIDO** 大同生命保険株式会社 大分支社/大分市都町1-3-22 TEL 097-532-8278

F-24-1059(平成25年3月14日)